

東大阪市新水道庁舎整備整備事業 実施方針、要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答

- ・東大阪市新水道庁舎整備整備事業実施方針、要求水準書（案）について、令和6年5月17日までに寄せられた質問及び意見に対する回答を公表します。
- ・質問及び意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については一部修正しています。
- ・質問及び意見への回答は、現時点での市の考え方を示したものです。実施方針、要求水準書（案）の内容の見直しや詳細化等を行う場合があり、最終的には、入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和6年6月17日

東 大 阪 市

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
1	3	第1	1	(6)	①			設計業務	「vi)その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務」とは、具体的にどのような業務を想定されているかご教示ください。	設計業務を実施する上で、必要と考えられる関連業務を指します。 例)各種申請等に関連する協議、設計内容に関する技術的検証 等
2	4	第1		(6)	③			移転支援業務	移転に伴う引っ越し自体は貴市のご負担にて実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	4	第1		(6)	③			移転支援業務	移転支援業務について、複数社で担うことは可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
4	4	第1		(6)	③			移転支援業務	i, ii, iiiは貴市が行うという捉え方でよろしいでしょうか。	移転支援業務は事業者が実施し、移転作業そのものは市が実施します。詳細は要求水準書(案)P.65をご確認ください。
5	4	第1	1	(7)				事業者の収入	事業者の収入について、「本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。」の記載がありますが、本件においては通常の東大阪市上下水道局発注工事と同様に東大阪市上下水道局公共工事の前払金に関する規程に準じ、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件に設計・建設工事の対価の一部を前払金として支出することは可能でしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から事業のVFMの向上に繋がるものと思われま す。 また、東大阪市上下水道局におかれましては、通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる追加前払金制度も採用されておりますので、あわせて追加前払金の支出もご検討いただきますようお願いいたします。	本事業においては、設計・建設工事の対価の一部を前払金として支払うことは想定しておりません。
6	4	第1	1	(7)				事業者の収入	サービス対価の支払いで本施設の引渡し後となっておりますが、設計着手～引渡しまでの中間での支払いは可能でしょうか。また「事業終了時までの間の一時にまたは定期的に支払う」を具体的に教えていただけないでしょうか	(前段)設計着手～引渡しまでの中間での支払いは想定していません。 (後段)「事業終了時までの間の一時にまたは定期的に支払う」とは、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価のうち、施設引渡し時に地方債及び一般財源等をもって充てる予定の一時支払金を支払い、その後事業期間中にわたり一時支払金を除く金額を割賦で支払うことを想定しています。詳細は、入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。
7	4	第1	1	(7)				事業者の収入	サービス対価は、「本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う」とありますが、「一時」支払についてどのような内容を想定されているかご教示ください。	実施方針に関する質問No.6の回答をご参照ください。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
8	4	第1	1	(7)				事業者の収入	維持管理業務の支払いは一時、もしくは定期的とありますが具体的な支払いスケジュールをご教示ください。	実施方針に関する質問No.6の回答をご参照ください。
9	5	1	1	(9)				事業スケジュール(案)	引渡し日及び供用開始日を前倒した場合、維持管理期間の終了日は前倒し期間と同期間連動して前倒しとなるという認識でよろしいでしょうか。	維持管理終了日の前倒しは想定していません。その前提でご提案ください。
10	5	第1	1	(9)				事業スケジュール(予定)	「※引渡し日及び・・・事業者の提案による前倒し等を妨げるものではない」とありますが、引渡し日を前倒す提案を行った場合、維持管理終了日も前倒し期間と同期間連動して前倒しになると考えてよろしいでしょうか。維持管理終了日が、引渡し日の前倒し期間に連動して前倒しにならない場合、維持管理費用がその分増加することとなり、価格評価が難しくなると考えます。	実施方針に関する質問No.9の回答をご参照ください。
11	5	1	1	(9)				事業スケジュール(案)	引渡し日及び供用開始日を前倒した場合、維持管理期間終了日が令和25年3月31日から変更されない場合、当然ながら、維持管理期間が長くなります。維持管理費用はその分高くなりますが、それでも前倒した方が評価点が付くという認識でよろしいでしょうか。	評価点の考え方については、入札説明書等公表時に、落札者決定基準にて提示します。
12	7	第2	2	(1)				募集及び選定スケジュール	入札の公告、入札説明書等の公表から入札提出書類(提案書)の受付締切りまでの期間を約1ヶ月程度伸ばして頂くことは可能でしょうか。	ご意見として賜ります。
13	7	2	2	(1)				募集及び選定スケジュール	入札の公告が、スケジュールより遅れた場合、提案書の受付締切日も同期間送らせるという理解でよろしいでしょうか。より良い提案のため、入札の公告から十分な期間(4ヶ月以上)の確保をお願いいたします。	ご意見として賜ります。
14	7	2	2	(1)					個別対話の実施は予定していますでしょうか。 個別対話を実施する場合、令和6年8月上旬 第1回質問回答の公表直後に開催いただきたい。	個別対話の実施及び時期について検討します。
15	8	第2	2	(2)	⑤			入札提出書類の受付	プレゼンテーション及びヒアリングは実施されるのでしょうか。実施される場合、開催時期をご教示ください。	実施を予定しています。プレゼンテーションの実施要領は、入札参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付後に各入札参加グループの代表企業に通知します。
16	9	第2	2	(4)	③			直接協定	「本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定(ダイレクト・アグリーメント)を締結することがある。」とありますが、「一定の重要事項」とはどのような事項を想定しておられますでしょうか。	債権に対する担保権設定や担保権実行の取り決め等、通常直接協定書にて規定する内容を想定しています。具体的な内容は、決定した金融機関等と協議の上、決定することとなります。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
17	9	第2	2	(4)	③			直接協定	金融機関と協議とありますが、金融機関からの借入は必須となりますでしょうか？	事業者の責任により、本事業を実施するに当たり必要な資金調達を行うことを想定していますが、借入先等は事業者の提案によるものとします。
18	9 ～ 10	第2	3	(1)	①			入札参加者の構成	「入札参加者は、次のi)～vi)に掲げる企業を含む複数の企業で構成するグループ(以下「入札参加グループ」という。)とすること。入札参加グループは、代表企業(以下「代表企業」という。)を定め、それ以外の企業は構成企業(以下「構成企業」という。)とすること。」とありますが、1つの企業がi)～vi)に掲げる複数の企業を兼ねても良いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。複数の要件を満たす企業は、複数業務を実施することが可能です。ただし、建設企業及びこれらと資本面又は人事面において関連がある者は、工事監理企業を兼務することはできません。
19	10	第2	3	(1)	②			入札参加者の構成	代表企業、構成企業は他にいる場合で、協力企業がi)～vi)に掲げる企業の内の一部を担っても問題はないでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
20	10	第2	3	(1)	②			協力企業	「代表企業又は構成企業が実施しない業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として」とありますが、設計業務を担う企業が協力企業として入札に参加することも可能であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	13	第2	3	(4)	⑤			建設企業の資格	延床3,000㎡以上の庁舎または事務所とありますが、事務所は民間の事務所ビルも含まれるでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	14	第2	3	(6)	③			維持管理企業と入札公告日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。	「3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること」については、常駐が必須となりますでしょうか。	常駐を必須とはしません。
23	15	第2	3	(8)	①			SPCの設立等	SPCの本社地は構成企業の本市内の事務所とすることは可能でしょうか	事業者の提案によるものとします。なお、事業予定地内に設立することは不可とします。
24	15	第2	3	(8)	②			SPCの設立等	資本金がPFI事業を安定的に実施するのに十分な額とありますが、いくらくらいを想定されておりますでしょうか？	事業者の提案によるものとします。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
25	15	第2	3	(9)				入札参加資格要件の確認基準日	構成企業及び協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合は、第23(9)(10)より、入札参加資格審査書類提出期限後、落札者決定の日までの間及び落札者決定から事業契約締結日までの間のどちらも、資格、能力等において市が支障がないと判断する場合、当該企業の変更で対応可能であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	16	第2		(3)				審査の手順及び方法	『各入札参加者に対してヒアリングを行うことがある』と記載がありますが、ヒアリングはプレゼンテーションと考えて宜しいでしょうか。プレゼンテーションであるとすれば準備も必要ですので、プレゼンテーションの実施要項はどのタイミングで公表されますか教えてください。	お見込みのとおりです。プレゼンテーションの実施要領は、入札参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付後に各入札参加グループの代表企業に通知します。
27	16	2	5	(3)					入札提出書類(提案書)に対するヒアリングについて、開催時期と要項がいつ公表になるのかご教示願います。	実施方針に関する質問No.26の回答をご参照ください。
28	16	第2	5	(3)	②			提案審査	提案審査に係るプレゼンテーションは実施しないと考えるよろしいでしょうか。	実施を予定しています。プレゼンテーションの実施要領は、入札参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付後に各入札参加グループの代表企業に通知します。
29	17	2	5	(3)	②	-	-	提案審査について	後日公表する落札者決定基準の公表時期についてご教示願います。	入札説明書等公表時に、公表予定です。
30	17	2	5	(3)	②	-	-	提案審査について	基礎審査の審査内容は落札者決定基準にて公表される認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	18	第3	4	(2)				モニタリングの時期	「本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時及び維持管理時の各段階において実施する。」とありますが、「維持管理時」とは具体的にどのタイミングでしょうか？	維持管理期間中全体を想定しています。
32	18	第3	4	(4)				モニタリングの方法	市で実施されるモニタリングの方法は、事業者がセルフモニタリング実施計画書を提出する段階で示されているという事でしょうか？	必要に応じて、お示しします。
33	19	第3	4	(4)				モニタリング費用の負担	モニタリングは基本的に市が行うとの事ですが、事業者が行う費用のかかる作業とはなにを想定されていますでしょうか？	市がモニタリングを行う中で、必要に応じて資料提示等を求めた場合に、事業者側で発生する作業(資料準備等)等を想定しています。
34	19	第3	4	(4)				モニタリングの費用の負担	「本市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。」とありますが、「事業者が行う作業等」の内容は具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。	実施方針に関する質問No.33の回答をご参照ください。
35	21	第5						事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	「事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を講じるものとする。」とありますが、「事業契約に定める具体的措置」の内容はどのような内容を想定されていますでしょうか。	入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
36	21	第6	2					事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置として、「事業契約が解除された場合、事業契約の定めるところに従い、本市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。」の記載がありますが、違約金に関しては、東大阪市上下水道局ホームページ掲載の標準契約書に準じ、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供を求めるとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。
37	25	資料2						リスク分担表	主分担と従分担の割合は決まっているのでしょうか。未定の場合、どのように決定するのでしょうか。	主分担と従分担は、事象ごとに規定します。 入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。
38	25	資料2						金利変動	金利変動が市負担となっていますが、提案時から融資の金利確定時まで金利が上がった場合、金利分を行政負担頂けるという認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。
39	25	資料2						リスク分担表 物価変動	物価変動に係るリスクについて、貴市と事業者、両者のリスクになっており、「一定以上の下落又は上昇があった場合には調整を行う」とありますが、「一定以上」をご教示ください。	入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。
40	25	資料2						物価変動	物価変動の負担者の主分担が「事業者」となっていますが、昨今の工事価格は数か月で価格変動が激しい状況で、主分担は「本市」として頂けないでしょうか。	ご意見として賜ります。詳細は、入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。
41	26	資料2						リスク分担表 計画変更	計画変更に係るリスクについて、施設完成前に貴市が発案した軽微な変更のリスクは、事業者負担となっておりますが、「軽微な変更」とは、追加的な費用負担を伴わない変更と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	27	資料2						NO.61	リスクの種類No. 26において、物価変動は事業者の主負担となっておりますが、No.61では事業者の負担から除かれています。維持管理期間中の物価変動による費用増大は市負担という理解でよろしいでしょうか。	物価変動の取り扱いについては、リスクの種類No.26に示すとおりです。詳細は、入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。
43	27							資料2 リスク 分担表	「物価変動等に一定以上の下落又は上昇があった場合には調整」とありますが、企業向けサービス価格指数などの指標が入札説明書にて指定されるかと思いますが、指標の変動と実際の経済状況とは乖離があるため、1.5%~2%以上の下落又は上昇があった場合には調整する等になるという認識でよろしいでしょうか。(指標が3%以上変動した場合など、大きな変動に伴う調整とならないようにご配慮をお願いいたします)	入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。

実施方針に関する意見への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	意見内容	回答
1	7	第2		(1)				事業及び選定の手順	競争的個別対話を入札公告以降適切なタイミングで行っていただきたい。	実施方針に関する質問No.14の回答をご参照ください。
2	7	2	2	(1)					事業費予算の公表について、令和6年7月中旬 入札の公告時より、早い段階で公表いただきたい。	入札説明書等公表時に、入札説明書にて提示します。
3	16	第5		(3)					入札参加者に対してヒアリングを行うことがあると記載がありますが、ヒアリングを行うこととなった場合、日程や実施要項等はいつ頃お示し頂ける予定でしょうか。	実施方針に関する質問No.26の回答をご参照ください。
4	25	資料2						リスク分担表 物価変動	昨今の急激な物価上昇の影響を踏まえ、適正な事業実施の観点から、物価変動の基準日について、事業契約締結時点とするのではなく、できる限り予算検討時点に近い時点としていただけますよう、お願いします。なお、物価変動の基準日に関しては、内閣府PFI推進委員会でも議論が進められており、本年6月頃のガイドライン改正が予定されています。(内閣府「第12回PFI推進委員会事業推進部会」資料2より)	ご意見として賜ります。
5									物価スライドの基準日は、昨今の建設費用の高騰に伴い提示価格が固定される入札提出日にしていただきたい。	ご意見として賜ります。入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。
6									一時払い頂ける金額等の支払い条件を出来る限り早めにご提示いただけませんかでしょうか。	ご意見として賜ります。入札説明書等公表時に、入札説明書にて提示します。
7									実施方針に事業費が明記されておりませんが、昨今の建設費用の高騰状況をご考慮いただき、今回の事業費に十分反映していただきたい。	ご意見として賜ります。
8									現在公表されている実施方針には予定価格が公表されておりませんが事業への取り組みの可否を検討するために早急に公表していただきたい。	入札説明書等公表時に、入札説明書にて提示します。
9									解釈の齟齬等を極力少なくするよう対話の機会を設けて頂けませんでしょうか。時期としては、公告後1ヶ月以内がよろしいかと思います。	実施方針に関する質問No.14の回答をご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	3	1	2	(3)	①			設計業務	3)近隣対応業務について、設計業務段階で行う近隣対応業務の具体的な内容をご教示ください。 第23(1)(h)に記載の「説明用や申請用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請等に関する協力を行う」が近隣対応業務に該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市が議会や住民へ説明するための資料作成や、説明補助を想定しています。
2	3	1	2	(3)	①			設計業務	4)電波障害調査業務について、当該業務は、机上検討のみで現地実測は不要と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、電波障害が発生している可能性がある、又は想定される場合は、電波障害対策の必要の有無を確認するため、現地実測を含め調査を行っていただく必要があります。
3	3	1	2	(3)	①			設計業務	4)電波障害調査業務の対象は地上デジタル放送のみと考えてよろしいでしょうか。	本事業による電波障害すべてとします。
4	3	1	2	(3)	①			設計業務	5)各種申請等の業務について、今回敷地は公営住宅の跡地ですが、旧公営住宅敷地を割って今回敷地とすることに対する開発許可申請は不要と考えてよろしいでしょうか。	設計段階で関係機関と適切に協議を行ってください。
5	5	第1	2	(6)	③			セルフモニタリングの実施	「本市が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して」とありますが、事業者が実施計画書を提案する時点では、市のモニタリングの方法が示されているという事でしょうか。	実施方針に関する質問No.32の回答をご参照ください。
6	6	第1	2	(7)				コスト管理計画書の作成	物価変動による増加も、合理的な理由と認められる可能性があるということでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。
7	6	第1	2	(7)				コスト管理計画書の作成	「変更金額一覧表を適切な時期に本市に提出」は各段階のコスト管理計画書提出時と考えてよろしいでしょうか。	コスト管理計画書提出時以外にも必要に応じ、提出を求めることはあります。詳細は協議によるものとします。
8	6	第1	2	(7)				コスト管理計画書の作成	「また、業務の進捗によりコストの変動が生じた場合は、変更金額一覧表を、該当部分の変更前後の数量、単価、金額を含む内容で作成し、適切な時期に本市に提出し、合理的な理由による変更と本市が認めた場合は、変動部分の扱いや対応について協議を行うものとする。」とありますが、事業者が安定して事業を行うためにも、物価変動に伴う変動(物価スライド)に関しても協議対象として頂けますでしょうか。	物価変動に伴う変動(物価スライド)に関しても協議対象となります。詳細は入札説明書等公表時に、事業契約書(案)にて提示します。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
9	7	1	2	(8)				事業スケジュール(予定)	工事監理業務は引渡し日の令和9年12月末日までと考えてよろしいでしょうか。また、什器・備品の調達設置は工事監理業務外と考えてよろしいでしょうか。	工事監理業務の期間は引渡し日までとします。また、什器・備品の調達設置は施設引渡し日までに行うものとします。要求水準書(案)を修正します。
10	8	1	4					遵守すべき法制度等【要綱・各種基準等】	入札後に要綱・各種基準等の改定があった場合、改定前の要綱や各種基準等に準拠すると考えてよろしいでしょうか。また、改定後の要綱や各種基準等に準拠する場合には、設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	改定が判明したタイミングで、可能な限り改定後の内容に準拠してください。設計変更の対象となるかは事象に応じ、協議により決定するものとします。
11	13	1	5	(1)	③			用途地域	用途地域が第一種住居地域ですが、水道局庁舎は公益上必要な建築物で政令で定めるものに該当し建築可能という判断でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	16	2	1	(1)				機能維持	「(注油口)を地上に設けて燃料を確保しておく・・・」という記載は、燃料給油口を地上設置とし、燃料主槽は地下タンクということではよろしいでしょうか。	注油口を地上に設けることを条件に、燃料主槽の設置方法は事業者の提案によるものとします。
13	16	2	1	(1)				機能維持	「・・・及び無停電電源装置等の電力供給機能を確保すること」という記載がありますが、無停電電源装置から供給が必要な負荷(機器)の電源種別(V)、容量(kW、kVAなど)、対象室をご教示下さい。	「資料9 参考機器リスト」の種類及び参考品を踏まえ事業者の提案によるものとします。
14	16	第2	1	(1)				機能維持	「職員の非常用の食料等を備蓄」は何人分を何日分必要と考えたらよろしいでしょうか。また非常食は本事業に含まれるのでしょうか。	110人分を3日分備蓄する計画としています。「資料7 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に示す防災倉庫面積を確保してください。非常食の調達は本事業に含めません。
15	16	2	1	(1)				機能維持	「大阪府防災行政無線等の通信・情報機能を確保する」と記載がありますが、当該防災設備のシステム構築や機器設置などは別途で行うことではよろしいでしょうか。建築計画は、当該設備を設置するためのスペースや空配管の計画ということではよろしいでしょうか。その場合、当該設備の機器設置室、危機配置、重量、電源容量、配線数等ご教示下さい。	「大阪府防災行政無線等」については、既に東大阪市役所本庁舎に構築されている無線回線を利用して、新たに新水道庁舎に内線を増築させる想定です。ただし、通信回線方法等を含め詳細な条件は決まっていないため、設計段階で協議により決定するものとします。
16	16	第2	1	(1)				防犯	休日や夜間の利用に一般者の利用はあるでしょうか。	あります。
17	17	第2	1	(2)				本市職員からの意見徴収の支援	本市職員からの意見聴取し内容を反映させることによる事業費の増加は、本市の負担と考えてよろしいでしょうか。	原則お見込みのとおりです。事象に応じ、協議により決定するものとします。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
18	17	2	1	(2)	①			意見聴衆支援	提案段階の事業費に影響しない範囲の支援とする考え方でよろしいですか。	原則お見込みのとおりです。事業費に影響する事象が生じた場合には協議により、対応を決定するものとします。
19	17	2	1	(2)	①			意見聴衆支援	意見聴衆の時期は基本設計段階のみと考えてよろしいでしょうか。	原則お見込みの通りです。事業者の提案によるものとします。
20	17	第2	1	(2)	②		a	意見聴取について	設計業務期間の計画のため、意見聴取の回数のイメージがあればご教示いただきたい。(基本設計期間開始時に1度意見聴取を行い、その反映内容について報告を行うなど)	実施時期や回数は、事業者の提案によるものとします。設計の手戻りを最小限にするため、出来る限り設計の初期段階での実施を想定しています。
21	18	2	1	(3)	①		(b)	地盤レベル	「道路レベルと概ね同等」とありますが、水害対策として車両の通行に支障のない範囲で地盤レベルを上げる計画は可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
22	18	2	1	(3)	①		(f)	敷地出入口	敷地出入口を新たに設ける際の歩道切下げは本工事とし、既存の歩道切下げ部を活用しない場合の既存の歩道切下げ部の改修は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	全て本事業内での対応となります。
23	19	第2	1	(3)	①	-	p	バリアフリー動線について	各フロア・各諸室とは来庁者の来訪が想定される室という認識でよろしいでしょうか。	来庁者に限らず職員のみ利用する部屋もバリアフリー動線の確保は必要です。
24	19	2	1	(3)	①		(s)	災害対応	「災害対応時における迅速な対応を可能とする」とありますが、全体配置、動線計画に関連する当庁舎での災害対応の内容についてご教示ください。(車両、敷地の使われ方など)	詳細は入札説明書等公表時に、提示します。
25	20	2	1	(3)	③	ア		延床面積	延床面積の下限値の条件はないと考えてよろしいでしょうか。	「資料7 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に規定する面積や要求水準書の内容を満たした上であれば、特に下限値の条件は設けていません。
26	20	第2	1	(3)	③	イ		什器・備品	「設置に際して工事を伴う什器・備品で、かつ施設と一体化するものは原則として建築工事に含める」とありますが、資料8什器・備品等リストで含めないものを教えていただけないでしょうか。	設置する什器・備品の仕様に応じ、事業者の提案によるものとします。
27	21	2	1	(3)	④	ア	(d)	打込配管	躯体に線状に打込む配管を不可とし、貫通は可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の内容を満たすことを前提に、事業者の提案によるものとします。
28	21	2	1	(3)	④	イ	(b)	目線対策	覗き込み防止について、地上レベルにおいて周辺に対し目隠しをするという考え方でよろしいでしょうか。	地上レベルだけでなく、周辺住宅等に対しても配慮した計画としてください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
29	21	2	1	(3)	④	イ	(b)	周辺環境	敷地南側の市有地の事業計画があればご教示ください。	現時点では未定です。
30	23	第2	1	(3)	④	ウ	h	仕上げ計画・内装について	網戸の設置が必須である室や現状網戸を利用している室があればご教示いただきたい。	害虫対策や災害時の停電等を考慮し、事業者の提案によるものとします。
31	24	2	1	(3)	⑥		(b)	サイン	施設名称を知らせるサインは庁舎に設置すると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
32	24	2	1	(3)	⑥		(b)	サイン	サインのデザイン、サイズは事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
33	24	2	1	(3)	⑥		(h)	サイン	サインに表記する言語を全てご教示ください。	日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語以外は事業者提案をもとに協議により決定するものとします。
34	25	2	1	(4)	②			環境保全・環境負荷低減	ZEB認証の変更申請を避けるため、ZEB認証の申請時期を設計業務期間内とせず、施工段階の設備機器の仕様が確定した段階とすることは可能でしょうか。また、貴市の事由による変更となった場合の申請に要する費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	(前段)可能ですが、設計業務完了時にZEB Ready以上が達成見込みであるか提示することとします。 (後段)お見込みのとおりです。
35	27	2	1	(6)	①		(h)	受変電設備	受変電設備室の予備スペースは盤の増設可能スペースと考え、全面更新のために更新前の盤のスペースと同じだけの新設スペースまでは不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
36	27	2	1	(6)	①		(k)	設備計画の考え方・共通	「ICカード等にて照明・セキュリティ・空調を室ごとに一元管理できるシステムとする」とありますが、入退室・照明・空調の一元管理システムは建物規模・予算に対して高額な設備となる可能性があります。「一元管理」は必須条件ではなく、事業者の提案によりこれに近い機能が実現できればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。
37	27	2	1	(6)	①		(k)	設備計画	ICカード等にて各種設備を諸室ごとに一元管理できるシステムとすること、とありますが諸室内に一元管理できるシステム(スイッチ)を設置すれば良いかと考えますが、ICカード等で操作する意図をご教示ください。	要求水準書に関する質問回答No.36を参照してください。
38	28	2	1	(6)	②	イ	(a)	情報通信設備	「資料7」の「LAN」項目に「PORT」と記載がありますが、どのようなものでしょうか。	LANハブを指します。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
39	28	2	1	(6)	②	イ	(a)	情報通信設備	「防災行政通信設備専用線を含む光、メタルケーブルを引き込むこと」とありますが、光ケーブルや、メタルケーブルの仕様(芯数など)をご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問No.15の回答をご参照ください。通信回線方法等を含め詳細な条件は決まっています。設計段階の協議により決定するものとします。
40	28	2	1	(6)	②	イ	(b)	情報通信設備	無線LAN・有線LANを利用した通信費(インターネット利用料金等)のランニング費用は、サービス対価に含まれず、別途貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	28	2	1	(6)	②	イ	(b)	情報通信設備	「情報通信のネットワーク対象施設・・・」という記載がありますが、「資料7」の「LAN」の項目に「○」の記載のある室が、対象施設ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	28	2	1	(6)	②	イ	(d)	情報通信設備	「本市が別途移行を行うシステム回線(「資料14・・・」)に対応が可能となる計画とすること」と記載がありますが、回線の種類で「光回線と回線数」とあるものは、光ケーブルに含まれるものでしょうか。	「資料14各システム回線状況」に記載の回線の種類及び回線数等に対応が可能となる計画としてください。
43	28	2	1	(6)	②	イ	(d)	情報通信設備	「資料14」に記載の「水道料金等業務システム」「水道管路情報システム」「設計積算CADシステム」には「サーバー寸法」の記載がありますが、移行設置する室は、「サーバー室」でしょうか若しくは当該業務を行う執務室に設置する計画でしょうか。	「資料9 参考機器リスト」を参照ください。
44	28	2	1	(6)	②	イ	(e)	情報通信設備	将来的に発生する可能性のある無線通信費について、別途貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	28	2	1	(6)	②	イ	(e)	情報通信設備	「将来的に、無線通信網の構築に対応が可能となる計画とすること」と記載がありますが、具体的に建築計画で必要な事項をご教示ください。	現時点で詳細な条件は決まっています。設計段階で協議により決定するものとします。
46	29	2	1	(6)	②	イ	(m)	誘導支援システム	障がい者等のための誘導支援システムは音声案内と考えてよろしいでしょうか。	原則お見込みのとおりですが、事業者の提案によるものとします。
47	29	2	1	(6)	②	ウ	(d)	電話交換設備	電話交換設備にかかる通話料金等のランニング費用はサービス対価に含まれず、別途貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	30	2	1	(6)	②	ウ	(k)	テレビ・電話	「防災行政無線のアンテナ及び個別受信機に対応可能な受け口及び配管を設置すること」と記載がありますが、対象室、受け口の個数と空配管の大きさをご教示ください。 防災行政無線のアンテナからの配線の経路確保のための条件をご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問No.15の回答をご参照ください。通信回線方法等を含め詳細な条件は決まっています。設計段階の協議により決定するものとします。
49	30	2	1	(6)	②	オ	(c)	非常用発電設備	非常消費発電設備の燃料種別(軽油、A重油、灯油)の指定はありますか。	事業者の提案によるものとします。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
50	30	2	1	(6)	②	オ	(f)	太陽光発電設備	「容量40kwの太陽光発電設備を設置、ただし、最終的な設置容量は、施設計画に応じ、設計段階で本市と協議の上決定とする」とありますが、容量40kw以上の太陽光発電設備を設置することとなった場合、増加分の費用は増額されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、容量の減少となった場合には、相当費用を減額するものとします。
51	30	2	1	(6)	②	オ	(g)	非常用発電設備	「資料7」の「災害時電力」項目に「%」の記載がある室には、非常用発電設備から照明、コンセント電源の「%」の割合で計画を行いますが、空調機への災害電源要否をご教示ください。	空調機への電力供給も含めた計画としてください。
52	30	2	1	(6)	②	オ	(g)	太陽光発電設備	「…余剰電力を蓄電し、停電時において、水道庁舎の機能維持を目的として、停電発生時においても稼働可能となるよう…。必要設備が使用できるように蓄電池を設置すること」と記載がありますが、「必要な設備」とはどのようなものでしょうか。電源種別(V)、電源容量(kW、kVA)、対象室をご教示ください。	「資料7必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に記載の「災害時電力」欄の記載の設備及び「%」を水道庁舎の機能維持に必要な設備として計画してください。なお、「災害時電力」は非常用発電設備等と合わせてまかなうものとします。
53	31	2	1	(6)	②	カ	(a)	電源車等接続	「…代替として、災害時等の給電の一部をまかなえるように仮設電源の導入を想定した回路計画とすること」と記載がありますが、電源車は高圧、低圧電源車のどちらを想定されていますでしょうか。その際の電源車の電源容量をご教示ください。	想定する電源車の仕様を提示します。「資料19電源車の仕様」を後日追加します。
54	31	2	1	(6)	②	キ	(a)	警備システム	現在の水道庁舎の警備システム図(防犯センサーの設置位置等が分かる資料)は、入札公告時にご開示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	土・日と平日の夜間については受付業務(宿直)を業務委託しております(来庁者・電話の対応、庁舎見回り等)。なお、機械警備は行っていないため、警備システム図はありません。
55	34	第2	1	(6)	⑤	ア	d	昇降機設備について	救急搬送は一般乗用昇降機とする計画も可能でしょうか。	可能です。要求水準書(案)を修正します。
56	34	2	2	(3)	⑤	ア	(d)	昇降機設備	来庁者用のEVとは別に荷物搬出入用のEVも別途設置が必要と考えてよろしいでしょうか。	兼用も可能です。要求水準書(案)を修正します。
57	34	2	2	(3)	⑤	ア	(d)	昇降機設備	一つの昇降機で、2つの出入口により一般者動線と搬出入動線を分ける考え方は可能でしょうか。(運用的に同時使用が無いよう制御する前提)	一般利用に支障がなければ可能です。
58	34	2	2	(3)	⑤	ア	(d)	昇降機設備	荷物搬出入用EVのかご、出入口について最低必要寸法があればご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
59	34	2	2	(3)	⑤	イ	(a)	ガス設備	オール電化とし、ガスは引込まない計画は可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
60	34	2	1	(6)	⑤	ウ		AED	AEDにつきまして、維持管理期間終了後も設置する(残置する)必要があるでしょうか。	維持管理期間終了後も設置する(残置する)必要があります。リースでの調達は不可とします。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
61	35	2	1	(7)	③			保安警備の充実	施錠装置は全諸室に設けることを基本とする、とありますが、36頁以降の(3)諸室ごとの要件では、執務室にのみ同様の要求水準の記載がございます。執務室への施錠装置は必須、それ以外の箇所については提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	施錠装置は全諸室に設けることを基本とします。執務室は特に留意して、計画してください。
62	36	2	2					設計業務要件	「資料8 什器・備品等リスト(参考仕様)を参照すること」とありますが、基本的にはリストに記載されたものが配置できるレイアウトが必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	36	第2	2	(3)	-	-	-	諸室ごとの要件について	低層1階、中層階、高層階の区分けがありますが、変更して諸室を配置提案することは可能でしょうか。	要求水準書の内容を満たすことを前提に、事業者の提案によるものとします。
64	36	2	2	(3)				エントランスホール	「風除室にはセキュリティ設備を設け」と記載がありますが、風除室には自動扉を設けることが要求されていますので、時間外や休日等の閉庁時に内側扉に機能させると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
65	36	2	2	(3)				営業業務委託スペース	営業業務委託スペースの要求最小面積は「資料7」において「398㎡」と記載がありますが、この中には窓口カウンターやカウンター外側の対面スペースが含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	37	2	2	(3)				営業業務委託スペース	「待合への出入口は」とありますが、営業業務委託スペースの待合スペースと建物共用部の間には出入口が必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	37	2	2	(3)				営業業務委託スペース	執務スペースに「73名以上が作業できるスペースを設けること」とありますが、73名以上が同時に作業すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	37	2	2	(3)				営業業務委託スペース	ロッカーを設置できる更衣室を男女別に設けることとありますが、それぞれ必要ロッカー数をご教示ください。	ロッカーは、営業業務委託業者の持ち込みを予定しています。詳細は設計段階での協議により決定します。更衣室は男女各12㎡を想定しています。
69	37	第2	2	(3)	-	-	-	営業業務委託スペースについて	「ロッカーを設置できる更衣室」とはP43の男子更衣室、女子更衣室とは別という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	37	第2	2	(3)	-	-	-	営業業務委託スペースについて	上記質疑が正の場合、「ロッカーを設置できる更衣室」の利用人数、ロッカー数、想定什器備品についてご教示いただきたい。	ロッカーは、営業業務委託業者の持ち込みを予定しています。更衣室は男女各25人程度の利用を予定しています。詳細は設計段階での協議により決定します。
71	37	第2	2	(3)	-	-	-	営業業務委託スペースについて	帳簿保管庫のサイズ、数量についてご教示いただきたい。	帳簿保管庫は、営業業務委託業者の持ち込みを予定しています。詳細は設計段階での協議により決定します。帳簿保管庫のスペースは13㎡を想定しています。
72	37	第2	2	(3)	-	-	-	営業業務委託スペースについて	個人名の入ったファイルの収納について、必要な収納数量または必要什器についてご教示いただきたい。	ファイルの収納に必要な什器については、営業業務委託業者の持ち込みを予定しています。詳細は設計段階での協議により決定します。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
73	37	2	2	(3)				相談室ほか	低層1階に配置する「相談室」、「銀行派出窓口」、「印刷室」、「休憩室」は委託業務スペース内の待合スペースからの出入りと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の内容を満たすことを前提に、事業者の提案によるものとします。
74	38	2	2	(3)				印刷室	「帳票の印刷室として利用する」とありますが、来庁者の使用は考慮しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、将来的には来庁者の利用も想定されるため考慮して計画してください。
75	38	2	2	(3)				印刷室	「将来会議室としての利用も考慮し、通路からも出入りできるように計画」とありますが、職員用の会議室としての運用と考えてよろしいでしょうか。	将来的には来庁者の利用も想定されるため、考慮して計画してください。
76	38	2	2	(3)				休憩室	扉を設けないコーナーとしての計画は可能でしょうか。	扉を設けないコーナーとしての計画も可能とします。
77	38	2	2	(3)				当直室	当直室の仮眠室は同時に最大何名が利用するかご教示ください。	最大6名の同時利用と想定しています。
78	38	2	2	(3)				当直室	当直室は2名で対応する窓口スペースとありますが、「資料8」には協議机+椅子4脚が設定されています。窓口スペースとなる空間には2名の窓口スペース以外に協議机+椅子4脚が必要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	38	2	2	(3)				当直室	待機・仮眠用の和室は2部屋設けることとありますが、受付委託業者1名用と修繕委託業者4名用をそれぞれ設けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	38	2	2	(3)				当直室	「資料18」の「休日修繕業務委託」について、業務体制欄に「年末7名」と記載がありますが、業務、待機スペースは当直室と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	39	2	2	(3)				シャワー・脱衣室	当直室からの直接出入りするルートは不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。ただし、セキュリティ計画上、当直室から常時利用できる計画としてください。
82	39	2	2	(3)				シャワー・脱衣室	当直室利用者専用とし、当直室からの出入りのみとする計画は可能でしょうか。(職員用のシャワー室が他にもあるため)	不可とします。当直室を通らずに、廊下からの出入りできる計画としてください。
83	39	第2	2	(3)	-	-	-	清掃業者控室について	4名が更衣等を行えるスペースとは更衣室ではなく更衣可能なスペースを確保する認識でよろしいでしょうか。また、男女の区分は考慮しなくてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
84	39	2	2	(3)				清掃資材置場	「清掃委託業者控室」及び「清掃資材置場」は、内部及び外部清掃用の共用と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
85	40	2	2	(3)				執務室①	執務室①は職員のみで使用と考えてよろしいでしょうか。	日常的に使用するのは職員のみですが、打合せ等で委託業者等が利用することもあります。
86	40	2	2	(3)				執務室①	「施錠装置は全諸室に設けること」とありますが、執務室①に隣接し直接出入りする諸室についてでしょうか。あるいは中層階すべての諸室についてでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問No.61の回答をご参照ください。
87	40	2	2	(3)				共用書庫	「資料7・・・に示す面積に入る最大数の書棚を設置し、・・・」、「書類を開き、調べるスペースを確保すること」とありますが、書類を開き、調べるスペースは必要諸室リストの面積とは別に確保すると考えてよろしいでしょうか。	必要諸室リストの面積の中に、「書類を開き、調べるスペース」も含めた計画としてください。
88	40	2	2	(3)				共用書庫	「将来の増設等も考慮した計画」とありますが、増設規模をご教示ください。必要諸室リストの面積123㎡より広く確保する必要があると考えてよろしいでしょうか。	現時点で、増設規模の想定はありません。事業者の提案によるものとします。
89	42	2	2	(3)				災害対策本部	「来庁者も利用する」とありますが、セキュリティレベルは4bとなっています。運用方法、セキュリティ管理の考え方についてご教示ください。(2aエリアから直接アクセス、2aエリアから3aエリアを通過してアクセス、職員同行など)	「3a」の誤りとなります。「資料7 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を修正します。
90	42	2	2	(3)				災害対策本部	中央監視室、防災倉庫、第1.2会議室は、災害対策本部に隣接して設け、直接出入り可能とするとありますが、隣接する各室はすべて廊下からの直接の出入りも必要となり室配置の制約条件が厳しいです。たとえば防災倉庫、第1.2会議室を隣接または近接配置とし廊下を介しての出入りとしてよろしいでしょうか。	配置条件を見直し、直接出入りは出来ないものの近接し、アクセスしやすい配置とすることも可とします。要求水準書(案)を修正します。
91	42	2	2	(3)	②			中央監視室	「情報機器の設置は事業範囲外とするが、資料9・・・に基づき必要な電源容量を確保すること」と記載がありますが、必要な電源容量が不明なのでご教示ください。	詳細は入札説明書等公表時に、資料等にて提示します。
92	42	2	2	(3)				中央監視室	設置する大型モニターのサイズ、設置方法をご教示ください。	要求水準書に関する質問回答No.91を参照してください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
93	42	2	2	(3)				中央監視室	機能増設の計画があればご教示ください。	現時点で、機能増設の想定はありません。事業者の提案によるものとします。
94	42	2	2	(3)				サーバー室・電話交換機室	「床は免振装置が設置できる構造とする等、災害時の被害を軽減できる方策を適宜講じること」とありますが、免振装置は別途機器設置工事で行うと考えてよろしいでしょうか。	別途工事とはしません。本事業にて、サービスの対価の範囲内で、事業者が対応してください。
95	44	2	2	(3)				厚生室	具体的な用途が不明で、必要な什器・備品の記載がありません。仕上は会議室と同等とし、什器・備品は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	44	第2	2	(3)	-	-	-	管理者室について	「応接スペース」とは応接室ではなく管理者室内のスペースという認識でよろしいでしょうか。また、応接スペースに想定している什器備品をご教示いただきたい。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)「資料8什器・備品等リスト(参考仕様)」を踏まえて、提案してください。
97	44	第2	2	(3)	-	-	-	管理者室について	「会議スペース」とは応接室ではなく管理者室内のスペースという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	44	2	2	(3)				執務室②	「水道経営室」とありますが、職員室整理表に記載がありません。水道企画室でしょうか。職員数と主な業務内容をご教示ください。	「水道経営室」が正となります。「資料6職員数整理表」を修正します。
99	45	第2	2	(3)	-	-	-	人事OA室	人事関係書類の保管について、必要な収納数量または必要什器についてご教示いただきたい。	10cm幅のチューブファイル、50冊程度を想定しています。
100	46	2	2	(3)				諸室ごとの要件	防災倉庫に設置する災害用備蓄水及び防災用品は、貴市にて準備いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	47	2	2	(3)				倉庫	メーター倉庫、資材倉庫などを屋外倉庫とする場合、1棟として各々の必要面積を確保する計画と考えてよろしいでしょうか。	1棟とすることも可能です。事業者の提案によるものとします。
102	48	2	2	(3)				執務室廊下	執務室廊下とはどのような範囲を指すかご教示ください。	執務室内の通路(什器の間の通路等を含む)等、職員と許可を受けた来庁者と委託業者のみが立入れる区域内的の廊下を指します。
103	48, 49	第2	2	(3)	-	-	-	便所	掃除用具入れは男性用女性用トイレそれぞれに設置する提案も可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
104	50	2	2	(3)				受変電設備室、発電機室	受変電設備、発電機を屋上設置(屋外)とすることは可能でしょうか。	要求水準書の内容を満たすことを前提に、事業者の提案によるものとします。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
105	50	2	2	(3)				発電機室	「機器更新のための搬入経路とスペースを設ける」とありますが、機器更新中は別の場所に仮設発電機を設け、発電機の更新を現状位置で行うと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
106	50	2	2	(3)				耐震性貯水槽	「水道事業のPRを兼ねた」とありますが、貯水槽は地上に設置する必要がありますでしょうか。地下設置でPR用説明看板の設置でもよろしいでしょうか。	可能です。事業者の提案によるものとします。
107	50	2	2	(3)				耐震性貯水槽	耐震性貯水槽の用途は飲料水専用でしょうか消防水利と兼用でしょうか。	消防水利と兼用することは不可とします。
108	51	2	2	(4)	②		(a)	駐車場	駐車台数に軽車両(公用車20台+営業車4台)が含まれていますが、駐車マスのサイズは附置義務台数以上の部分は軽車両用とし一般車より小さいサイズを確保することと考えてよろしいでしょうか。	公用車のうち、「軽自動車」として指定している台数分は、軽車両用の駐車場として確保することは可能です。その他は各車両に応じたサイズの駐車場としてください。
109	52	2	2	(4)	④		(b)	応急給水スペース	給水車の大きさはW1,690mm×L4,990mm×H2,230mmとありますが、「資料12」にはW1,690mm×L5,180mm×H2,260mmとあります。公用車一覧を正としてよろしいでしょうか。	W1690mm×L4990mm×H2230mmが正となります。「資料12 公用車一覧」を修正します。
110	52	2	2	(4)	⑤		(a)	訓練スペース	訓練スペースに設置する設備の仕様・数量・レイアウトを具体的にご教示ください。	詳細は入札説明書等公表時に、提示します。
111	52	2	2	(4)	⑤		(b)	訓練スペース	訓練スペースを公用車駐車場と併用する場合、「公用車の一時移動場所を確保すること」とありますが、公用車駐車場の車路を利用してよろしいでしょうか。	駐車場としての利用が可能であることを前提に、事業者の提案によるものとします。
112	52	2	2	(4)	⑦		(i)	駐輪場	「公用車用・職員用はフェンス等で囲い施設管理できるもの」とありますが、通路部分に扉を設け、開庁時間は常時扉を開放する運用法と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	52	2	2	(4)	⑦		(i)	駐輪場	フェンス等の高さに指定があればご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
114	53	第2	2	(4)	⑧	-	b	ゴミ集積所について	水道庁舎の利用状況に応じた規模を判断できる内容または具体的な規模をご教示いただきたい。	現状のゴミ排出量を参照し、必要な規模を確保してください。「資料20現状のゴミ排出量」を後日追加します。
115	53	2	2	(4)	⑨			その他	フラッグポールへ掲げる旗の準備・掲揚等は事業者ではなく、貴市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
116	53	2	2	(4)	⑨		(b)	懸垂幕	懸垂幕は下巻取式の手動式と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
117	53	2	2	(4)	⑨		(h)	郵便受け	職員の日常動線となる副出入口側に設置したほうが利便性が良いと考えますが、副出入口側への設置は可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
118	54	2	3	(1)			(d)	業務の対象範囲	設計業務で行った地盤調査や電波障害調査の結果により、提案段階の提示事業費用より増える場合については、精算対象と考えてよろしいでしょうか。	原則お見込みのとおりです。詳細は協議により決定するものとします。
119	56	2	3	(6)	②		(e)	外観・内観パース	内外各パースの要求カット数につきご教示下さい。	鳥瞰図1カット、外観1カット、内観2カットとします。
120	58	第3	3	(3)			(a)	実施体制	「工事監理業務について意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の主任技術者を配置すること」とありますが、それぞれ専門別主任技術者のため常駐ではなく現場の工程・進捗に合わせて現場で業務を行うと考えてよろしいでしょうか。また、専門別の主任技術者は兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。
121	58	第3	3	(3)			(a)	実施体制	工事監理業務、設計監理業務について、建設工事完了後開庁準備期間 3か月の間は、現地常駐せず、適宜対応できる体制であればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。
122	60	第3	3	(5)	②	-	a	什器備品について	既存の水道庁舎等からの移設が決定している什器があればご教示願います。	現時点で具体の想定はありません。引っ越し段階での既存什器・備品の状況を踏まえ、判断する予定です。
123	60	第3	3	(5)	②		(a)	什器・備品の調達・設置業務	資料8 什器・備品リスト以外に既存の水道庁舎から移設する什器・備品はどのようなものがあるでしょうか。	現時点で具体の想定はありません。引っ越し段階での既存什器・備品の状況を踏まえ、判断する予定です。ただし、「資料14 各システム回線状況」を参照し、既存システムの移設を考慮してください。
124	65	4	2					事前調査業務	移転に係る事前調査業務は新庁舎に関する事前調査で既設庁舎の調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	必要に応じて、移設する既存システム等について既存庁舎の調査を実施することとしてください。
125	65	4	2	(1)				事前調査業務	什器備品等のレイアウトに必要な資料の提供、打合せへの参加等の協力をすると思いますが、レイアウトは市で行い、打合せについても市とメーカーが行うと考えてよろしいでしょうか。	レイアウトは事業者で行い、打合せについても必要に応じて、同席いただくことを想定しています。
126	65	4	2	(3)				事前調査業務	工程表、搬送計画に必要な資料の提供とありますが、工程表、搬送計画の作成は市で行うと考えてよろしいでしょうか。	事業者で行うことを想定しています。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
127	65	第4	2	(1) (2)				移転に係る事前調査業務の要求水準	貴市が購入及び搬入する什器備品等、及び貴市が行うOA機器等の設備機器設置工事の費用は今回の事業費に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
128	66	第5	2	(1)				事業全体の統括	統括マネジメント業務の統括管理業務責任者は長期にわたる事業期間中において変更又は代理は可能でしょうか。	市と協議の上、資格、能力等において支障がないと本市が判断した場合には、変更又は代理は可能です。
129	66	第5	2	(1)				事業全体の統括	統括管理業務責任者について、事業期間において変更又は代理対応は可能でしょうか。	要求水準書(案)に関する質問No.128を参照してください。
130	66	第5	2	(1)			(a)	事業全体の統括	統括管理業務責任者はSPCの社員である必要はありますか	SPCの社員である必要はありません。事業者の提案によるものとします。
131	66	5	2	(2)			(c)	定例会議の出席者	設計業務の責任者の定例会議への参加義務は、いつ時点まで発生するのでしょうか。	設計段階での参加は必須としますが、それ以外の期間についても設計に関する議題等が発生した場合には、参加を求めることはあります。
132	69	5	4	(2)	④			事業者の定義	「第1 総則」に記載の事業者の定義では、「本事業を実施する民間事業者」となっていますが、本項目に記載の「事業者」とは、SPCを指すと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	73	6	1	(7)	②			業務実施体制の届出	維持管理総括責任者・業務責任者につきまして、本施設への常駐が必須ではない、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。
134	73	6	1	(7)	②			業務実施体制の届出	維持管理総括責任者・業務責任者・業務担当者は兼務可能、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。
135	73	6	1	(7)	②			業務実施体制の届出	防火管理者又は統括防火管理者は貴市にて選定いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	74	6	1	(7)	⑤		(c)	緊急時の対応	「この場合の増加費用は、本市の負担とするが」とありますが、当該増加費用について、考えられる事例を例示いただけないでしょうか	設備の自然故障等による異常等を想定しています。具体には事象に応じ、協議により決定するものとします。
137	75	6	3					建築設備保守管理業務	「資料16 主な維持管理業務項目詳細一覧」の実施概要に記載のある頻度は参考であり、法定点検は定められた頻度、それ以外は提案によるものという理解でよろしいでしょうか。例えば、昇降機設備は、システムによる遠隔点検毎月、有人点検年4回、法定点検年1回が一般的かと存じます。	「資料16 主な維持管理業務項目詳細一覧」に規定する内容を満たした上で、提案してください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
138	77	6	4	(1)			(e)	定期保守点検業務	「積雪時は、来庁者に支障を来たさないよう、全ての出入口、構内通路、駐車場、駐輪場の除雪・排雪を行うこと。」とありますが、通常業務に支障をきたさない範囲で行うという理解でよろしいでしょうか。大雪等で増員等が必要になる際は、貴市へ追加費用のご負担をお願いするなどのご検討は可能でしょうか。	事前に積雪等が予測できる場合には、可能な限り十分な体制を確保してください。追加費用の取り扱いを含め、詳細については、事象に応じ、協議により決定するものとします。
139	78	6	5	(1)			(a)	環境衛生業務	建築物環境衛生管理技術者は貴市にて選任いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者にて、選任してください。
140	79	6	6	(1)			(a)	日常清掃業務	日常清掃の範囲について、執務室内の日常清掃は職員様にて実施するため、日常清掃員での日常清掃は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
141	80	6	6	(3)			(a)	廃棄物処理業務	ごみ処理は基本的に毎日1回以上とありますが、開庁日は毎日実施するという理解でよろしいでしょうか。また、本施設の開庁日と開庁時間をご教示ください。	お見込みのとおりです。 開庁日及び開庁時間は、祝休日と12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの9時から17時30分までとなります。
142	80	6	6	(3)			(a)	廃棄物処理業務	ごみ処理は基本的に毎日1回以上とありますが、このごみ処理とは、各階ごみ集積スペースからごみ集積所までの運び出しのこと、という理解でよろしいでしょうか。(毎日1回以上、ごみ収集車による搬出が必要ではない、という理解でよろしいでしょうか。)	お見込みのとおりです。 なお、廃棄物等の「分別、保管」までは本事業内で事業者が対応し、「収集、運搬、処分(再生を含む)」は本市で対応します。ただし、維持管理業務の実施に係り発生する一般廃棄物以外(建物・設備の保守・修繕に伴い発生する廃棄物や更新時に廃棄が必要な什器・備品等)の処理等については、事業者の負担とします。 要求水準書(案)を修正します。
143	80	6	6	(3)			(a)	廃棄物処理業務	現在の水道庁舎での廃棄物の排出量について、過去3年分の実績値を入札公告時に開示いただけるという理解でよろしいでしょうか。実績値が不明ですと費用の算出が困難ですのでご開示をお願いいたします。	要求水準書(案)に関する質問No.142の回答をご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
144	80	第6	6	(3)			(d)	廃棄物処理業務	光熱水費は本市の負担であれば、廃棄物の運搬・処理の費用も本市の負担と考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。ただし、維持管理業務の実施に係り発生する一般廃棄物以外(建物・設備の保守・修繕に伴い発生する廃棄物や更新時に廃棄が必要な什器・備品等)の処理等については、事業者の負担とします。
145	80	6	7					什器・備品等管理業務	電話交換設備については、什器備品等管理業務には含まれず、支障があった場合は貴市にて対応及び費用負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	電話交換設備は本事業にて、事業者が設置し、管理するものとします。そのため、故障等が生じた場合には、事業者負担にて交換・修理を行うことを基本とします。
146	81	6	8	(2)				保安警備業務	機械警備の開始・解除ができるセキュリティカードについては、事業者にて資料6職員数整理表記載の126枚+予備10枚程度を準備し、供用開始以降の追加カード発行手続きや追加カード代は、貴市のご負担となるという理解でよろしいでしょうか。	原則お見込みのとおりです。詳細は協議により決定するものとします。
147	81	6	8	(2)				保安警備業務	機械警備の開始・解除ができるセキュリティカードの管理(例:紛失した際の再発行や新規職員様へのカード発行等)については、貴市総務課様にて実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	原則お見込みのとおりです。詳細は協議により決定するものとします。
148	81	第6	8	(2)				機械警備業務	「警備内容は以下に示す通りとするが、詳細は事業者の提案及び本市との協議による。」とありますが、貴市との協議の結果、提案時に想定した仕様を超える仕様となった場合、追加費用は認めて頂けますでしょうか。	原則お見込みのとおりです。詳細は協議により決定するものとします。
149	85	第6	10	(3)			(a)	修繕業務費の計上方法及び支払い方法等	「事業者は、事業期間全体での修繕業務費として、93,600千円(消費税等相当額を除く)を計上し、長期修繕(保全)計画を作成すること。」とありますが、93,600千円の内訳が分かる資料を提示頂けないでしょうか。	内訳が分かる資料は提示しません。
150	85	6	10	(3)			(a)	修繕業務費の形状方法及び支払い方法等	修繕業務費として93,600千円(税別)を計上し、とありますが事業期間中に、当該費用が足りなくなった場合は、貴市より補填いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
151	85	6	10	(3)			(a)	修繕業務費の形状方法及び支払い方法等	修繕業務費として93,600千円(税別)を計上し、とありますが事業者の提案により建築する建物(設備含む)が違うため、必要な修繕業務費も変わってくるかと存じます。93,600千円(税別)の算出根拠をご開示ください。	算出根拠は提示しません。
152		資料10						セキュリティ区分に関する資料	セキュリティ階層の考え方についてイメージ図ではレベル1から順に2a、2bと通過していくイメージですが、ICカードにより入出管理をすればレベル2aの通路に面してレベル5の室を設けることは可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
153		閲覧資料1						既存施設図面	既存施設資料の杭はすべて撤去されていると考えてよろしいでしょうか。	既存杭は全て撤去済みであり、撤去後の杭穴は土で埋め戻しされている状態です。
154								閲覧資料2	土壌汚染等調査報告書に既存建物の杭図面が添付されていますが、既存杭引抜後の杭穴を埋めた処理方法を教えてください。	撤去後の杭穴は土で埋め戻しされている状態です。
155		閲覧資料3						事業予定地現況測量図(CADデータ)	現況測量図に敷地境界線の記載がありません。敷地境界をご教示ください。	「資料3 事業予定地 現況測量図」を参照ください。
156		閲覧資料3						事業予定地現況測量図(CADデータ)	敷地および周辺の地盤レベルの情報があればご教示ください。	周辺地盤レベルのデータはありません。現地をご確認のうえ計画してください。